

事 務 連 絡
令和3年6月30日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

「精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について」の
一部改正について

日頃より、精神保健福祉行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第
1項の規定による精神保健指定医の指定の申請に当たって提出することとして
いるケースレポートの記述上の配慮については、「精神保健指定医申請時のケ
ースレポート記述上の配慮について」（平成26年2月18日厚生労働省社会・援
護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡）のとおり示しているところ
です。

今般、当該事務連絡を別添のとおり一部改正したので、お知らせします。

なお、本事務連絡は、令和3年7月1日以後の申請に当たって提出するケ
ースレポートの記述上の配慮について示すものであることを申し添えます。

(別添)

○「精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について」(平成26年2月18日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡)【新旧対照表】

(下線部が変更部分)

改正後	現行
<p>事務連絡 平成26年2月18日 一部改正 事務連絡 令和元年5月28日 一部改正 事務連絡 令和2年12月25日 <u>一部改正 事務連絡</u> <u>令和3年6月30日</u></p> <p>都道府県精神保健福祉主管部局 各 指定都市精神保健福祉主管部局 御中 地方厚生(支)局健康福祉課</p> <p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課</p> <p>精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について</p> <p>(略)</p> <p>別添</p>	<p>事務連絡 平成26年2月18日 一部改正 事務連絡 令和元年5月28日 一部改正 事務連絡 令和2年12月25日</p> <p>都道府県精神保健福祉主管部局 各 指定都市精神保健福祉主管部局 御中 地方厚生(支)局健康福祉課</p> <p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課</p> <p>精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について</p> <p>(略)</p> <p>別添</p>

精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について

はじめに
(略)

1 (略)

2 レポート又は臨床記録としての留意事項について

(1) レポート又は臨床記録としての留意事項について

ア～ウ (略)

エ 論旨を簡潔かつ明瞭に記載するよう心掛け、＜入院時の状況＞及び＜入院後経過＞並びに【考察】を合わせて指定字数（1200～2000字）以内とし、誤字（特に専門用語）のないよう十分な注意を払うこと。
なお、本文の記載に当たっては、様式の柱立て（※）を順守し、必要な事項はすべてこの中で記載すること、これ以外の項目を追加することは慎むこと（追加した場合、余事記載として評価対象外（又は不適切な記載の評価）となる場合がある。）。

※【初診時主訴】、【家族歴】、【生育・生活歴】、【既往歴】、（【病前性格】、）【現病歴】の＜入院前経過＞、＜入院時の状況＞、＜入院後経過＞、（【考察】）

オ (略)

カ 各種入院・行動制限が法令の要件を満たす旨の事実は、本文に記載しなければ評価の対象とはならない。具体的には、本文様式の注釈（斜体字）において、特に記載が必要な事項として示されている事項は本文（【現病歴】の＜入院時の状況＞、＜入院後経過＞）において記

精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について

はじめに
(略)

1 (略)

2 レポート又は臨床記録としての留意事項について

(1) レポート又は臨床記録としての留意事項について

ア～ウ (略)

エ 論旨を簡潔かつ明瞭に記載するよう心掛け、＜入院時の状況＞、＜入院後経過＞を合わせて指定字数（1200～2000字）以内とし、誤字（特に専門用語）のないよう十分な注意を払うこと。

オ (略)

(新設)

述すること。

(2)~(3) (略)

3~4 (略)

以 上

(2)~(3) (略)

3~4 (略)

以 上